

いつもメールマガジンをご購読いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人

大 | 槻 | 経 | 営 | 労 | 務 | 管 | 理 | 事 | 務 | 所 |

— | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

<http://www.otuki.org/>

【目次】

▼室長の現場レポート（第17回目）

労務コンサルティング事業部執行役員兼第3室 室長 武澤 健太郎

▼大槻事務所だより 10月号

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第38回目）山賀 憲二

▼社労士Q&A

| 1 | 労働基準監督署の臨検について

【執筆】 労務コンサルティング事業部執行役員兼第3室 室長 武澤 健太郎

～記事のPOINT～

- 労働基準監督署の臨検とは？
- 臨検で確認される書類
- 監督官が確認するポイント

今年も早いもので10月になりました。いよいよ今月からマイナンバーが各市区町村より個人宛に發送されることになっています。マイナンバーを業務で取り扱う我々としては、大きな問題が起きることなく、すべての方に無事届いてくれることを祈るばかりです。

さて、人事担当者の皆さまにおかれましては、9月に派遣法の改正があり10月からマイナンバーが発送され、12月にはストレスチェック制度も始まることから、今年は最後まで頭を悩まされることが多いと思いますが、労働行政に関しては去年11月に「過労死等防止対策推進法」が施行して以来、あきらかに労働行政の監督指導が強まっています。また、来月11月には「過重労働解消キャンペーン」ということで、特に長時間労働に起因する過労死等の労災請求が行われた事業場に対して重点監督を実施することも決まっていることから、今回は『労働基準監督署の臨検』について少し話をしたいと思います。

1. 労働基準監督署の臨検とは？

労基署の臨検は、労働基準監督官が会社に立ち入り帳簿や書類を確認し、会社の担当者、労働者に質問しながら、労働基準法等が適正に遵守されているか調査することをいいますが、具体的に臨検は〔1〕定期監督、〔2〕災害時監督、〔3〕申告監督、〔4〕再監督の4つの種類があります。人事担当者の皆さまに押さえてもらいたいのは、まず①の定期監督は毎年4月に厚生労働省が発表する『地方労働行政運営方針』に基づき計画的に行われる臨検ということです。

この『地方労働行政運営方針』には、今年度どういった企業や業種を重点的に監督するのかについて方針が示されているため、自社が今年度、臨検に入れやすいかどうかおよその目安にすることができます。なお、今年度の重点監督業種は、製造業、建設業、陸上貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食業が挙げられているので該当業種のクライアントは要注意です。

また、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の観点から、長時間労働のおそれのある事業場も監督指導を徹底することになっているため、36協定の特別条項の限度時間を月100時間で締結しているような事業場は特に注意が必要です。また、〔3〕の申告監督はいわゆる労働者のタレこみによる臨検ですので、監督官は労働者から状況を聞いたうえで調査に来ていることから、厳しい調査になることが多いです。

なお、臨検は事前に予告される場合もありますが、何も予告なくいきなり監督官が事業場に入ってくる場合もあります。いずれにしても、臨検は法人ではなく、事業場単位で行われるため、支店や営業所があるクライアントは、臨検の通知が来たら早急に本社に連絡する体制をとっておくことが肝要です。

2. 臨検で確認される書類

臨検にあたって確認される書類は、〔1〕労働条件通知書（雇用契約書）、〔2〕就業規則、〔3〕36協定、その他協定類、〔4〕タイムカード、〔5〕賃金台帳、〔6〕労働者名簿、〔7〕健康診断実施表、〔8〕安衛法に関連する書類などになります。

これらの書類は、どのクライアントも基本的に作成し、保管しておかなければならないものです。監督官もヒトですので、これらの書類がきちんと整理されていなければ当然良い心証は受けませんから、上記書類は日頃からすぐに用意できるようにしておく必要があります。

3. 監督官が確認するポイント

〔1〕 法定帳簿類（労働者名簿、賃金台帳、労働条件通知書）

法定帳簿類は、法定で記載しなければならない事項が決まっています。

そのため、臨検の際に監督官に指摘されないよう、記載事項を確認しておく必要があります。

〔2〕 36 協定届

時間外・休日労働は、36 協定で締結された限度時間の範囲内で労働させる場合に限り免罰されるので、監督官は36 協定で定める1日、月、年のそれぞれ限度時間を実際の労働時間が超えていないか確認します。なお、最近では特別条項で定める延長回数や延長の手続き（労使協議等）まで確認してきますので、延長回数のカウントや延長手続きの記録等もきちんと残しておくべきです。

〔3〕 賃金を適正に支払っているか

（1） 労働時間の集計

よくあるのが、日々の労働時間を15分や30分で切り捨てしているケースです。

労働時間の端数処理は1か月で30分未満切り捨て、30分以上切り上げのみ認められており、日ごとの端数処理は認められていません。また、労働時間の把握方法が自己申告制の場合は、ケースによってはパソコンのログやセキュリティーの入退出記録まで確認し、大きな乖離がある場合はその理由を求められます。仕事が終わったらすぐに帰宅させるなど乖離が起きないように日頃からマネジメントする必要がありますが、できれば定期的に確認し大きな乖離があれば、きちんと理由を確認し説明できるようにしておくことが重要です。

（2） 割増賃金の単価

割増賃金の単価を算出する際、除外できる賃金は<1>家族手当、<2>別居手当、<3>住宅手当、<4>子女教育手当、<5>通勤手当、<6>臨時に支払われたもの、<7>1か月を超えて支払われるものの7つだけです。したがって、通常支払われる賃金のうち上記7つに該当しないものは、割増賃金の単価計算の際に除外できないわけです。なお、上記賃金に該当するかどうかはあくまでも実態で判断されるため、例えば、扶養家族数に応じて支払われていない家族手当や住宅の費用に応じて支払われていない住宅手当などは問題となります。

（3） 週40時間超えに対する割増賃金

割増賃金は、1日8時間超えだけでなく、週40時間超えに対する労働に対しても必要となります。意外に給与計算のロジックが組まれていないクライアントも多いので、確認が必要です。

〔4〕 安全衛生に関する実施状況

事業場の常時労働者数が50名以上の場合は、衛生管理者、産業医の選任ならびに衛生委員会の開催等が義務付けられています。また、健康診断の結果で異常な所見がある労働者に対しては、就業に問題がないかどうか産業医の意見を聴いておく必要があります。近年、長時間労働に起因する過労死等の労災請求が増加し、過重労働による健康障害防止が急務となっていることから安全衛生に対しては年々厳しく指導がなされています。

最後に、先日臨検で来られた監督官の話では、2012年の印刷業界での有機溶剤に起因した胆管癌の死亡事例があった反省から、厚生労働省が有機溶剤を使用しているすべての企業に対して、5年で臨検するよう労基署に命じているようです。有機溶剤を使用しているクライアントは現場の実地調査も含めて臨検を覚悟した方がよさそうです。

弊所では、長年、労基署の臨検に立ち会って来た実績から、労基署と同等レベルで診断を行うプレ診断サービスを実施しております。臨検の際に指摘されそうなコンプライアンスを事前に洗い出すことを目的としていますので、興味のある方は弊所担当者に是非お声がけ頂ければと思います。

また、『過重労働撲滅特別対策班』いわゆる『かとく』が7月に靴販売大手のABCマートを書類送検しましたが、臨検対応を一つ誤れば書類送検もあり得ます。臨検の通知が届いたら弊所担当者に早めにご相談ください。

..... *.+°

| 【大槻事務所だより】

| 今月のテーマは「労働者派遣法の改正【概要】」です！

| URL: http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol79.pdf

..... *.+°

| 2 | 大槻事務所スタッフのおすすめの○○（第38回目）

【執筆者】山賀 憲二編

∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....

～記事のPOINT～

- 走ることのメリット
- フルマラソンも夢じゃない！？

∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....∞.....

ようやく夏の暑さも一段落し、しのぎやすい季節となりました。読書の秋、食欲の秋などいろいろございますが皆様は秋といえば何を思い出しますでしょうか。今回の私のおすすめはスポーツの秋と

ということで、走ることについての話をさせていただきます。

疲れる事が嫌いな人は、走るという言葉を目にしただけで嫌悪感を抱き、まっぴらごめんだと思っただけではないでしょうか？

ただ、オフィスの階段をワンフロア上がっただけで息が上がってしまったり、若い頃に比べて痩せにくくなり、お腹の周りには脂肪がつき、年々衰えてゆく体力にこのままではいけないと感じている人も多いはずで

そのような中、手軽に始められるジョギング（ウォーキング）をおすすめさせていただきます。良い点として、

1. 費用がかからない

他のスポーツに比べて、用具代や施設代があまりかかりません。Tシャツに短パン、シューズぐらいがあれば始められ、近くに公園や河川敷があれば一人マイペースで自由な時間に走ることができます。最近では、スマートフォン等を使って、走行距離や消費カロリー等を計測することもできます。疲れたら休めばよいし、小銭をポケットに入れておけば帰りに買い物もできます。

2. 体力アップが自覚できる

ジョギングはすべてのスポーツの基本です。足腰、心肺機能を高める源です。最初は相当しんどいですが、徐々に速度、距離等を伸ばしていけば、回を重ねるごとに成果が目に見えてわかります。計測タイムが縮まるばかりでなく、オフィスでの階段移動も楽になっていきます。

3. ダイエット効果

みなさんご存知の方も多いと思いますが、有酸素運動の代表格であり、脂肪燃焼効果があるだけでなく、ジョギングのために深酒、食べ過ぎも抑制できます。

4. 脳の活性化を促します

体を動かすことにより、体全体の血流を活発にし、脳の思考力もアップします。朝起きて、出勤前にジョギングされている方もよくみかけます。朝食をとることも同様の効果があるとはよく言われています。

最近では、ジョギングブームもあってか、華やかなウェアをまとい、汗をかかれています。市民マラソンの機会も増え、フルマラソンにチャレンジしようという人も自分の周りに多くみられます。代表的な東京マラソンですと、3万人の枠に対して30万人の応募があったようです。ジョギングをしない人でも普段は走ることのできない銀座や浅草のど真ん中を走ってみたいという気持ちになるのでしょうか。

フルマラソンは無理と思わないでください。フルマラソン 42.195 kmを7時間の制限時間内で

完走すればいいのです。単純計算で1 kmを10分で走れば完走できます。よくある、住宅販売のチラシ等にある「駅から徒歩〇〇分」との表示の目安は1 kmを13分で換算しています。皆さんも朝の通勤時、遅刻をしそうだなと小走りで駅に向かわれたことはないでしょうか。その小走りのペースがだいたい1 km 10分なのです。最初の10 kmだけ真面目に走って、残りを歩き続けて完走(?)したなんて人もいたりします。完走した時の達成感は何物にも代えられないものです。

ただ、くれぐれも自分のペースを守り、水分補給をしっかりとして下さい。ケガ等には十分ご注意下さい。無理をせず、疲れたら止まり、深呼吸をする。さわやかな汗をかくことにより、日々の生活が少しでも軽くなり、仕事の効率が多少なりともアップするかもしれません。

このメルマガを読んで、ひさしぶりに体を動かしてみようかなとやる気になったら、早速、スポーツシューズを靴箱の奥の方から取り出してみてもいいでしょうか。

2012年4月入所 第一室所属

☉ | 社労士Q&A

【執筆者】 大槻事務所 メンタルヘルスプロジェクト

Q: 採用面接時に、応募者に対して精神疾患についての既往歴を尋ねてもよいのでしょうか？

~~~~~  
A: 採用面接時に、応募者に対して精神疾患についての既往歴を尋ねることは違法とは言えません。

どのような人を採用するかを決めるにあたり、企業側には「採用の自由」があるからです。しかし、昨今では個人のプライバシー保護に対する意識も変化してきていますので、尋ねる場合には慎重な対応が必要と考えられます。応募者の能力や適正を判断する目的であることはもちろんですが、情報は必要最小限の人が把握するにとどめ、情報が他にもれないように十分な配慮をおこなう必要があります。

---

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが  
下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>



◆編集後記

10月といえばマイナンバーですね。

来週から少しずつ各個人のお手元に届き始めるかと思いますが、まずは必ず受領するよう、  
従業員の皆様にはご案内をお願い致します。

食欲の秋ということで、私は早速きのこかぼちゃの安売りに飛びつきましたが、  
皆様それぞれの「秋」をお楽しみください。

-----  
編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 鈴木 沙織

問い合わせ：このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは  
下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

[https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form\\_otsuki/index.php?act=form\\_contactus](https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_contactus)

メルマガの解除はこちら↓↓

<https://regssl.combzmail.jp/web/?t=cf27&m=19sf>

Web サイト： <http://www.otuki.org/>